

岐阜県スーパーL資金等クイック融資運営要領

平成19年 4月 1日農振第 6号
最終改正 令和 5年 4月 1日農経第 63号

第1 趣旨

本要領は、岐阜県農業経営改善関係資金制度運営要領（平成14年9月17日付け農産第882号。以下「制度運営要領」という。）第2の1において、別に定めるものとされた農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金にかかるクイック融資（担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人（第6の1の無担保・無保証人をいう。以下同じ。）での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の手續等について定めるものとする。

第2 内容

クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。

1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者をいう。）又は集落営農組織（岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号）第2の1の(1)のキの集落営農組織に限る。）であって、次の要件に該当しないものとする。

- (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3) 農業所得（法人にあつては、経常利益）が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の資金（ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。）、岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱第2の3の(1)の資金とする。

3 適用限度額

クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

第3 借入希望者の手續等

クイック融資によるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入希望者の手續等は、次に定めるものとする。

- 1 クイック融資を利用しようとする借入希望者は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（制度運営要領別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）を作成し、必要な添付書類とともに制度

運営要領第3の1の(6)に定める 窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）に提出する。

なお、書類を受理した窓口機関は、直ちにその内容を考慮して最適な融資機関を選定し、関係書類を回付するものとする。ただし、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）から対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務の委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）がない場合は、その旨を説明の上、借入希望者へ書類を返却することができるものとする。

- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は制度運営要領参考様式1若しくは制度運営要領参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

第4 受任融資機関等の融資審査等

1 融資審査等

受任融資機関等は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

2 審査後の手続等

- (1) 受任融資機関等は、受理日から6営業日以内に、1の審査の結果を借入希望者へ通知すること。なお、融資可と判断しかつ資金計画の認定をした場合には、正式な借入申込書（制度運営要領参考様式3又は制度運営要領参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（制度運営要領参考様式4又は制度運営要領参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。
- (2) 受任融資機関等は、(1)において融資可能との通知を行った場合は、通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備・提出等を借入希望者に対して求めるものとする。
- (3) 借入希望者は、(2)で指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出等を受任融資機関等に対して行うものとする。

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、制度運営要領第3以下に規定する借入手続に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法にて通知するものとする。

第5 農業近代化資金の貸付け等における注意事項

クイック融資により農業近代化資金の貸付け等を行う場合の注意事項は、次のとおりとする。

- 1 受任融資機関等は、県の利子補給承認前に貸付実行を行ってはならない。

- 2 県は、農業近代化資金制度の趣旨に沿った事業と認めるもののみを利子補給の対象としていることから、原則として利子補給承認前着工（以下「承認前着工」という。）を認めていない。

しかし、当該融資の趣旨を鑑み、クイック融資については承認前着工しなければならない特別な理由であると認めることとするので、承認前着工を行う場合は「農業企業化資金に係る利子補給承認前着工について（令和3年4月1日付け農経第113号）」に従い事務処理を行うこと。

- 3 承認前着工を行う際は、県の利子補給承認が得られない場合があることについて、受任融資機関等から借入希望者に対し、事前に説明を行うこと。
- 4 受任融資機関等は、借入希望者に対し融資可能である旨の通知を行った場合は、当該通知が行われた営業日中に、所管の農林事務所長及び該当する市町村長（利子補給等を行っている場合に限る）あて通知すること。

第6 その他

- 1 クイック融資は、無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、農業信用基金協会は保証人にはあたらない。）による融資とする。
- 2 受任融資機関等（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
- 3 窓口機関は、借入申込希望書兼農業経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、これを個人情報の取扱いに関する同意書（制度運営要領別紙1の(1)又は(2)）により行うこととする。
- 4 その他必要な事項については、制度運営要領、農業経営基盤強化資金実施要綱、岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和36年12月25日岐阜県規則第145号）及び岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱に定めるところによる。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月16日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、令和2年12月1日から施行する。
2. この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 5 月 2 0 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。